

岩手県告示第175号

国営土地改良事業負担金等徴収条例第3条第1項の知事が定める率（平成28年岩手県告示第621号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。ただし、国営土地改良事業に係る負担金（国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和35年岩手県条例第18号）第1条に規定する負担金をいう。）でその徴収期間の始期が令和元年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
年 <u>0.2</u> パーセント	年 <u>0.07</u> パーセント
備考 改正部分は、下線の部分である。	